

「若年層・働き盛り層に向けた自殺予防に係る啓発業務」委託仕様書

1 業務の名称

若年層・働き盛り層に向けた自殺予防に係る啓発業務

2 趣旨

自殺の危険因子のうち、精神疾患は最も重要なものとされている。自殺者の9割程度は何らかの精神疾患に罹患していると考えられている一方で、亡くなる前に精神科等を受診する方は5割に満たないとするデータもあり、「死にたい」という希死念慮を抱える方が必ずしも精神科等を受診していない現状にあると推察される。

また、県民を対象として実施した「自殺対策に対する調査（令和3年度）」の結果では、「自身の『うつ病のサイン』に気付いたとき、精神科や公的機関等の相談窓口にご相談しようと思うか」との問いに「思わない」と回答する方の割合が、特に未成年・20～50代で多くなっていた。相談しようと思わない理由には何があるのだろうか。自分は病気じゃない。相談は必要な状態じゃない。まだ、大丈夫。家族や友達に相談できている。等様々だと思う。少しでもいつもの自分と違うなと思ったら相談してもいい。無理している時に広告等が表示されたことで、無理をしていた自分に気がつける。相談してもいいのだと少し緊張を緩ませることができる広告が表示されることは、心身を大切にする行動変容に繋がるかもしれない。

若年層・働き盛り層を主なターゲットとし、表示された広告等の内容がきっかけで、不調の気づき相談や受診等のなんらかの行動変容に繋がるような普及啓発を行う。

3 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 事業費

3,000,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）

5 業務内容

当該事業を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容に従って業務を実施する。

（1）業務内容

ア 広報素材の作成

不調に気がついていない、不調を感じながらも、受診や相談に繋がれていない若年層・働き盛り層へ、表示された広告等のイラスト、モデル、言葉等をきっかけに何らかの行動変容等に繋がるような広報素材（バナー・ランディングページ等）を作成すること。なお、作成したバナー等のデータを本県へ提供すること。

イ インターネット広告・SNS 広告等

・実施時期：下記の重点実施時期を中心に、啓発を行う。

【重点実施時期】①令和6年9月頃（9/10～9/16の自殺予防週間を含む期間）

②令和7年3月頃（自殺対策強化月間）

- ・使用する媒体例
 - ①インターネット広告：バナー広告等
 - ②SNS 広告：LINE、Twitter 等

※上記の例示以外にも他に効果的な広報手法があれば提案すること。

※広報手法について、媒体、内容、回数など具体的に提案すること。

※最終的な広報手法は、県と協議の上、決定すること。

(2) 広報戦略の検討及び目標設定

広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

6 業務実施上の留意点

(1) 業務内容の変更

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

受託者は、本業務の進め方について、委託者と密に協議、連絡調整のうえ、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約の終了後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、本業務の成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合、受託者において手続を行うこと。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・凶画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) その他

- ① 受託者は、業務実施にあたり、仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。